

点数制度による行政処分

点数制度とは、違反行為をした場合や交通事故を起こした場合に、罰金等の刑事罰や反則金のほかに違反点数（基礎点数）や交通事故点数（付加点数）などが付され、この違反点数等の過去3年間の合計点数（累積点数）が一定の基準に達したときに、免許の停止、または取消し等の処分が行われる制度です。

- 違反点数（基礎点数）とは、違反行為に対して付けられる点数のことで、違反ごとに点数が定められています。
- 交通事故点数（付加点数）とは、交通事故を起こした場合に「基礎点数」に付加されるもので、交通事故の種別、不注意の程度等に応じて点数が定められています。
- 過去3年以内に受けた免許の停止、取消し等の処分は、点数制度上の「前歴」となります。

1 処分の基準点数

過去3年以内の運転免許の停止等の回数（前歴）	基準点数	
	免許の停止	免許の取消し
0 回	6点～14点	15点以上
1 回	4点～9点	10点以上
2 回	2点～4点	5点以上
3 回以上	2点又は3点	4点以上

2 処分量定基準(取消し、停止、拒否、保留等)

前歴\点	1点	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
0 回	—					30日			60日			90日				
1 回	—				60日	90日		120日		—						
2 回	—	90	120	150	—											
3 回	—	120	150	取消し(拒否)												
4回以上	—	150	180	取消し(拒否)												

3 基礎点数（代表違反等のみ）

違反行為の種別	点数
酒気帯び(0.25未満)	13点
酒気帯び(0.25未満) その他の違反(2点以下)と競合した場合	14点
酒気帯び(0.25未満) その他の違反(3点)と競合した場合	15点
酒気帯び(0.25未満) その他の違反(6点)と競合した場合	16点
酒気帯び(0.25未満) その他の違反(12点)と競合した場合	19点
無免許運転、酒気帯び(0.25以上)、過労運転等、妨害運転(交通の危険のおそれ)又は共同危険行為等禁止違反	25点
上記25点の違反とその他の違反と競合した場合	25点
酒酔い運転、麻薬等運転、妨害運転(著しい交通の危険)又は救護義務違反	35点
危険運転致死傷等	45～62点
運転傷害・運転殺人	45～62点

4 付加点数(交通事故)

交通事故の種別		不注意の種別	点数
人の死亡事故に係る交通事故		専らの不注意	20点
		専ら以外	13点
重傷事故 (30日以上)	治療期間が3月以上の傷害事故及び 後遺障害が存する傷害事故	専らの不注意	13点
		専ら以外	9点
	上の欄の場合以外	専らの不注意	9点
		専ら以外	6点
軽傷事故(治療期間が15日以上30日未満)		専らの不注意	6点
		専ら以外	4点
軽傷事故(治療期間が15日未満)又は、建造物 損壊事案に係る交通事故		専らの不注意	3点
		専ら以外	2点

5 ひき逃げ、あて逃げの付加点数

ひき逃げ	人身事故の場合の救護措置義務違反	35点
あて逃げ	物損事故の場合の危険防止等措置義務違反	5点

6 欠格期間の指定点数(一般違反行為を理由とした場合)

欠格期間	累 積 点 数			
	前歴がない者	前歴1回の者	前歴2回の者	前歴3回以上の者
1年	15点～24点	10点～19点	5点～14点	4点～9点
2年	25点～34点	20点～29点	15点～24点	10点～19点
3年	35点～39点	30点～34点	25点～29点	20点～24点
4年	40点～44点	35点～39点	30点～34点	25点～29点
5年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上

7 欠格期間の指定点数(特定違反行為を理由とした場合)

欠格期間	累 積 点 数			
	前歴がない者	前歴1回の者	前歴2回の者	前歴3回以上の者
3年	35点～39点	—————	—————	—————
4年	40点～44点	35点～39点	—————	—————
5年	45点～49点	40点～44点	35点～39点	—————
6年	50点～54点	45点～49点	40点～44点	35点～39点
7年	55点～59点	50点～54点	45点～49点	40点～44点
8年	60点～64点	55点～59点	50点～54点	45点～49点
9年	65点～69点	60点～64点	55点～59点	50点～54点
10年	70点以上	65点以上	60点以上	55点以上

※ 特定違反行為とは

- 点数制度によるもの
運転殺人等・運転傷害等・危険運転致死傷等・酒酔い運転・麻薬運転・妨害運転
(著しい交通の危険)・救護義務違反
- 点数制度によらないもの
故意道路外致死傷

8 無違反経過の特例

(1) 違反・事故後の1年経過

違反・事故をした翌日から1年以上の間（免許の停止期間、免許を受けていない期間は含まれない。）、違反・事故をしないで経過した場合にはそれまでの累積点数は合算されません。

(2) 2年間無違反

過去2年間（免許の停止期間、免許を受けていない期間は含まれない。）、違反・事故をしないで経過した者が、軽微な違反行為（違反点数が3点以下の違反行為）をした場合、その違反をした日の翌日から3か月以上の間、無事故・無違反で経過すれば、その軽微な違反行為の違反点数は累積点となりません。

(3) 処分後の1年経過

ア 「免許の停止」処分が終了した翌日から1年以上の間（免許の停止期間、免許を受けていない期間は含まれない。）、無事故・無違反で経過すると、「前歴なし」となります。

イ 「免許の取消し」処分後に免許を再取得してから、1年以上の間（同上）、無事故・無違反で経過すると「前歴なし」となります。

9 免許取消処分歴等保有者についての欠格期間の加算

取消処分を受けた者（免許取消歴等保有者）が、特定期間内に再度取消処分に該当する点数に達した場合は、通常欠格期間に2年を加算した期間（上限：処分の理由となる違反が、一般違反行為の場合は5年、特定違反行為の場合は10年）が欠格期間になります。

※ 特定期間とは、免許の取消し等の欠格期間内及び欠格期間満了日の翌日から5年が経過するまでの間をいう。